

2007くらしのサポーター通信

1 若者の消費者トラブル

(1) 若者の消費者相談の実態

近年、小学生から「インターネットに関する不当請求」などの相談が寄せられており、消費者被害は低年齢化しています。

また、20歳代からは、早くも「多重債務」や「マルチ商法」などの複雑で深刻な消費者被害の実態があります。

(2) 狙われる若者

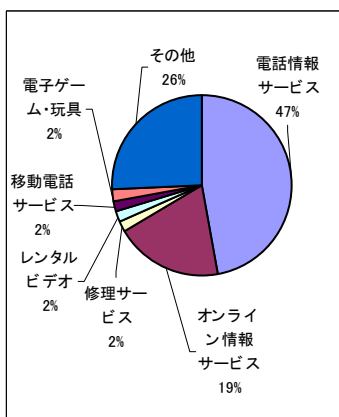
若者は、情報量が少なく、社会経験が乏しいことなどを理由にターゲットにされています。悪質な業者は、どこからか手に入れた名簿などの情報を元に、契約責任が発生する20歳の誕生日を待って、様々な商品やサービスの勧誘を始めます。

そして、悪質業者は、若者が興味を持っている美容やインターネット、様々な商品を「無料」などとうたって巧みに誘ったり、携帯電話やメール、先輩などの知り合いを通じ、目的を隠して近寄ってきます。

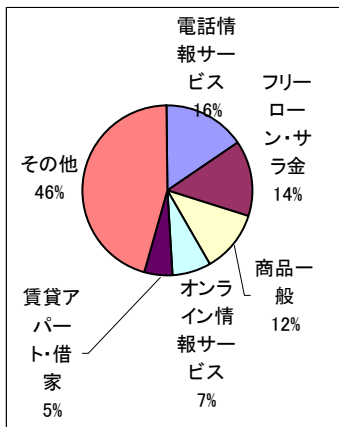
(3) まずは相談を

若者は、被害にあっても、自分が悪かった、失敗した、恥ずかしい、どこに相談していいかわからないなどという理由で、消費者情報センターに相談をしていないケースが多いと思われます。

相談をするということは、自分を守るということの他にも、同じ被害者を出さないためにも必要なことですので、まずは、相談をしてもらえるよう働きかけていく必要があります。



20歳未満の商品役務別相談割合

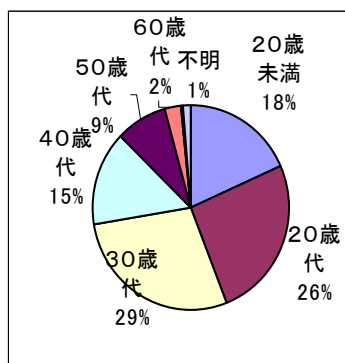


20歳代の商品役務別相談割合

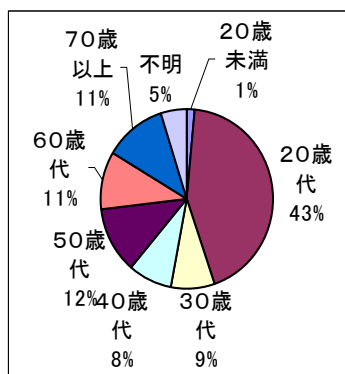
ハイライト:

- ・ 今月のテーマ
若者の消費者トラブル
- ・ お知らせ
消費者大学校大学院学生募集
- ・ 交流コーナー
コラム「ノーベル賞でないノーベル賞」

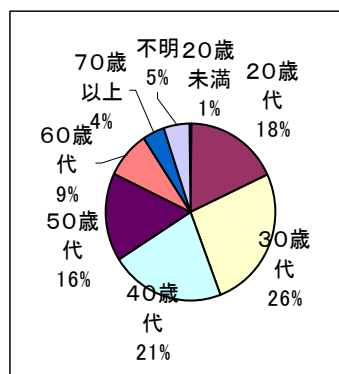
2 消費者被害事例と対策



不当請求年齢別相談割合



マルチ商法の年齢別相談割合



多重債務の年齢別相談割合

(1) インターネットの不当請求

商品等：インターネット

手口：「無料サイト」を見ていたり、「18歳以上」をクリックしただけで勝手に登録され、情報料などを請求される。

対処法：使ってもいない料金を不当に請求されても、支払う義務はありません。慌てて業者に連絡すると、かえって個人情報を知られる可能性もあるので注意が必要です。有料サイトを利用するときは、規約をしっかりと確認し、怪しいサイトには近づかないのが賢明です。

(2) マルチ商法

商品等：健康食品、浄水器、電話機類など

手口：先輩からセミナーに誘われ、商品の品質よりも知り合いを勧誘すれば誰でも高収入が得られると強調するが、必ず儲かる保証はなく、無駄な商品と高額な支払いが残った上に、知人を勧誘するため人間関係も壊しかねないというもの。

対処法：仕組みを理解しないで気軽に申込みしない、うそをついて友人を勧誘すると処罰の対象にも。クーリングオフ期間（20日間）経過後も中途解約はできます。大学生などに高額な商品を勧める業者には注意が必要です。

(3) 多重債務

商品等：消費者金融、ローンなど

手口：収入減による生活苦や無計画な買い物によって、クレジットやローン、消費者金融からの借入れが重なり、返済が困難になった状態。

対処法：「任意整理」「特定調停」「個人再生手続」「自己破産」といった解決方法があります。早めに、弁護士等の専門家に相談し、根本的な解決を図ることが重要です。

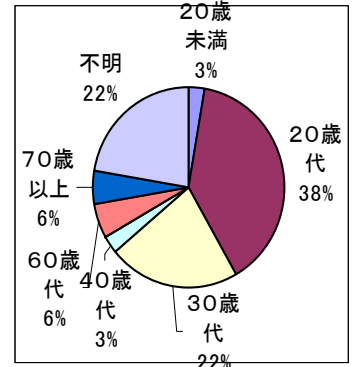
通信ナンバー NO. 12

(4) 名義貸し

商品等：消費者金融のカード

手口：友人から「消費者金融でカードを申込むだけでアルバイト料がもらえる。利用はしないから」と甘い誘いにのり、結局、自分に督促がくる。

対処法：通常、名義人に消費者金融への返済の義務が生じます。このような甘い誘いは毅然と断わりましょう。



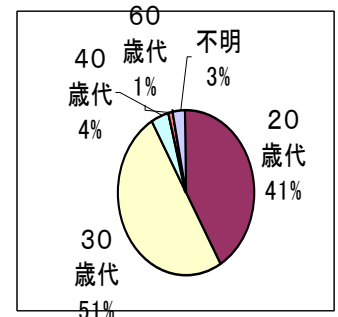
名義貸しの年齢別相談割合

(5) アポイントメント商法の二次被害

商品等：サービス会員

手口：数年前に電話で呼び出されて、旅行や車が安くなるという会員になった人の情報が流され、別の業者から「会費が未納」と不当な請求をされるアポイントメント商法の二次被害です。

対処法：こんな電話は最初から相手にしない。



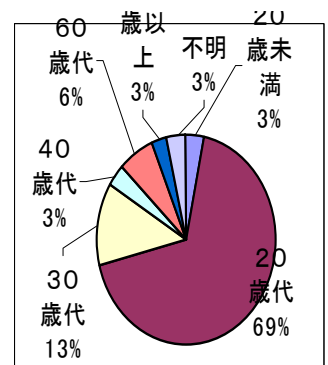
アポイントメント商法の年齢別相談割合

(6) エステサービスの中途解約

商品等：エステサービス

手口：友人に誘われ、美顔や痩身のエステの無料体験にいったところ、強引な勧誘を受け契約してしまったが、高額で支払えないというもの。

対処法：8日間のクーリングオフ期間経過後も条件があれば理由を問わず中途解約ができます。ただし、高額な解約手数料がかかることも。収入の少ない若者に高額な契約を勧める業者は要注意です。



エステの年齢別相談割合

3 消費者教育の推進

若者の消費者トラブルを未然に防ぐためには、子どもの時からの消費者教育が必要です。県では、若者自身はもちろん、家庭や学校でも活用できるように、次のような事業を実施しています。

- メールマガジンでの消費者被害緊急情報の配信
- ホームページ「若者向け消費者教育・金融教育サイト」での情報提供
- 教員研修会や保護者会、学校の授業への講師派遣
- 若者向け貸出ビデオ・パネル、パンフレット、教員向け等教材の提供



メールマガジン、センターホームページを参考に！



新聞にも、悪質商法の記事がよく載ってるよ！

徳島県消費者情報センター

〒770-0902

徳島市西新町2丁目5 徳島経済センタービル

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

ホームページのアドレスが変更しています。

変更後 <http://www1.pref.tokushima.jp/shohi/>

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

くらしのコラム

ノーベル賞でないノーベル賞

ノーベル賞は科学の基礎分野の功績に与えられるように思われているが、科学の基礎でもある数学にはノーベル賞はない。数学者がノーベル賞をうけるのはノーベル経済学賞であり、数学が経済活動の側面の説明や動きを数学モデルで理論付けをしたときである。

ところで経済学賞はノーベルが残した遺産から賞金が出されるものではない。詳しく言えば、「アルフレッド・ノーベル記念スウェーデン銀行経済学賞」である。スウェーデンの、日本で言えば日本銀行のような銀行が賞金を出しているのだ。

ノーベル賞の評価が高まり、経済学賞のようにノーベルの名前を冠した賞を各団体が申し込んでいるが、これ以上は広げないらしい。

くらしのサポーター 三原茂雄

消費者大学校大学院学生を次のとおり募集します。

地域活動を実践している消費者を対象に、消費者問題に対応できる指導者を養成する講座です。消費生活に関する法律、経済、啓発のノウハウを講義形式で学びます。

■**学習内容** 経済社会の現状と法律、消費者政策、消費者力アップ研修、講師養成研修、最近の消費者被害と対策 等

■**日程** 7/7～8/25（8/11を除く）毎週土曜日
午後1時から午後3時

■**会場** 徳島県青少年センター

■**講師** 加渡いづみさん（消費生活アドバイザー、CFP）
山田英郎さん（財団法人日本消費者協会参与） ほか

■**費用** 5,000円（テキスト代として）
入学金、授業料は無料です。

■**応募資格と定員**

・県内に在住する満20歳以上の男女であって、継続して全講座を受講できる方

・消費者問題分野について基礎的知識を有する方、または地域の消費者活動に積極的に関わっている方

・卒業後は、消費者問題について、地域の学習会・研修会への講師として啓発にあたる等、消費者活動の指導者になることができる方

定員：30名（定員を超える場合は、書類選考）

■**募集期間** 5月25日（金）～6月25日（月）

■**お問い合わせ・申込先**

徳島県消費者情報センター

徳島県委託業務NPO法人徳島県消費者協会

徳島市西新町2丁目5 徳島経済センタービル5F

電話 088-625-8285



くらしのサポーター担当者より

消費者まつりで開催する「くらしのサポーター交流会」へのご参加をお待ちしています。

また、消費者大学校大学院の募集も始まりました。消費者大学校と比べると少し高度な内容ですが、新聞やニュースの見方が変わった！とか、資格試験にチャレンジして勉強になったという声もいただいていますので、是非お申し込みください。